

岡崎中央総合公園
庭球場基本使用料金表

2026.4.1～

(円)

区分			金額									
			7時～ 9時	9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～19時			19時～ 21時	
								1月～3月 及び 10月～12 月	4月、5月 及び 9月	6月～8月		
一般 コート	1面につき	平日	940	940	940	940	940	2,550	1,750	940	2,550	
		土曜日、日曜日及び祝日	1,270	1,270	1,270	1,270	1,270	2,880	2,070	1,270	2,880	
セン ター コート	入場料金を徴 しない場合	平日	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	5,110	3,510	1,900	5,110	
		土曜日、日曜日及び祝日	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	5,590	3,990	2,380	5,590	
	入場料金を徴 する場合	営利を目的 としないとき	平日	5,740	5,740	5,740	5,740	5,740	8,950	7,350	5,740	8,950
			土曜日、日曜 日及び祝日	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	10,390	8,800	7,200	10,390
		営利を目的 とするとき	平日	17,280	17,280	17,280	17,280	17,280	20,490	18,880	17,280	20,490
			土曜日、日曜 日及び祝日	21,610	21,610	21,610	21,610	21,610	24,820	23,220	21,610	24,820
練 習 コ ー ト	1面につき	平日	300	300	300	300	300	930	610	300	930	
		土曜日、日曜日及び祝日	460	460	460	460	460	1,110	780	460	1,110	

備考 1 この表中「入場料金」とは、入場料金及び入場料に類するものをいう。

2 この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

※ 使用料は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、上記及び下記に掲げるとおりとする。

ただし、次の各号に該当する場合における基本使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 準備又は撤去のためスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の0.3倍に相当する額。

(2) 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人がスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の1.5倍に相当する額。

庭球場附属設備使用料金表

区分	金額
放送設備	一式 780
テント	1張 300
机	1個 30
椅子	1脚 10
手動式得点掲示器	1個 70
シャワー設備	1回につき 200
ロッカー	1回につき 100
電源	1kw 150

備考 この表における附属設備使用料の額は、庭球場基本使用料金表の金額欄に掲げる利用時間の区分のそれぞれの単位による額とする。